

高齢者福祉サービスをご利用ください

問 高齢者支援課
(TEL 048-736-1114)

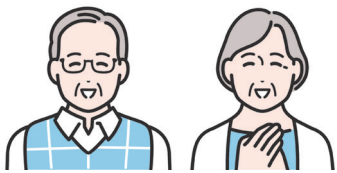
支え合いや見守り

高齢者世帯調査(緊急連絡先登録)

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯など高齢者世帯の状況および地域の実情を把握し、緊急時の対応に備えるため実施しています。

対象 … ●75歳以上のみで構成される世帯
●75歳以上の者が75歳未満の家族と同居する世帯のうち、同居の家族が高齢者を養護することが困難な状況にあると認められる世帯

費用 …無料



高齢者安心見守り事業

いきいきクラブ連合会の会員が定期的に電話し、健康状態などを伺います。

対象 …65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯などで、市による安否確認が必要と認められる人

利用回数 …週に1回、(月)～(金)のうち、希望の曜日

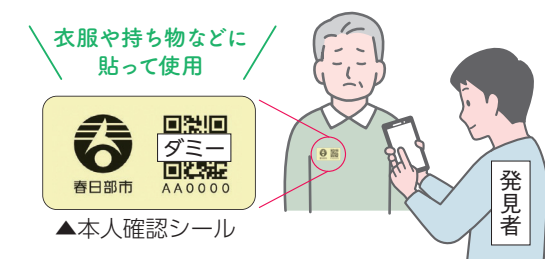
費用 …無料

ひとり歩き高齢者等保護対策事業

認知症などで、外出して行方不明になってしまう高齢者の衣服や持ち物に貼る「本人確認シール」を交付します。行方不明時に、発見者がスマートフォンで2次元コードを読み取ると、当人の家族宛てにメールが自動送信されます。

対象 …65歳以上の人、もしくは40歳～64歳の人で、介護保険法による要介護または要支援の人

費用 …無料(追加や再交付は実費負担)



介護する家族への支援

重度要介護高齢者手当支給

身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しく支障がある在宅の高齢者に手当を支給します。

対象 …次の要件全てに該当する人

●65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法における要介護4または要介護5に該当し、本人が市民税非課税 ●在宅重度心身障害者手当を受けていない ●特別障害者手当、経過的措置による福祉手当を受けていない ●介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所していない

支給額・支給月 …月額5千円(9月、3月の年2回支給)

家族介護用品支給

紙おむつ、尿とりパッド、ドライシャンプー、清拭剤^{せいしき}を支給します。

対象 …おおむね65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法における要介護4または要介護5に該当する市民税非課税世帯の人

利用回数…月1回まで

費用 …支給品に掛かる経費(1カ月、税抜き6千円を上限)のうち1割相当分

高齢者の日常生活支援

補聴器購入費補助

高齢者の積極的な社会参加を支援するため、補聴器本体の購入に要する費用の一部を補助します。

対象 …次の要件全てに該当する人

●市内在住の65歳以上 ●市民税非課税世帯に属する、または生活保護世帯に属する ●両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない ●耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた(意見書による)

※上記対象要件の他、窓口での事前相談が必要です

補助額 …片耳・両耳を問わず、上限2万円

※1人1回限り

注意事項…▶補助の対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体の購入費のみ ▶購入前に必ず事前申請が必要。交付決定前に購入した場合は補助の対象外 ▶毎年度予算の範囲内での補助で、申請締め切りは毎年2月末日

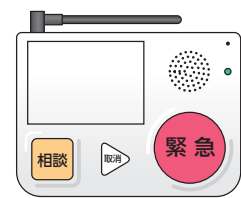
緊急通報システム

家庭内で急病などの緊急事態が起こったときに、ワンタッチで受信センターにつながり、緊急車両の手配や健康相談にも応じることができる装置を貸し出します。

※固定電話への取り付けが必須。他機器との併用不可

対象 …おおむね65歳以上で一人暮らし(疾病などの理由のある人)、高齢者のみの世帯や障がい者または未成年者と生計を同一にする世帯で、利用することが必要と認められた人

費用 …無料(通話料、電気料は利用者負担)



◀緊急通報装置

配食サービス

栄養バランスの取れた食事を自宅に配達し、安否の確認を行います。

対象 …おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、サービスを利用することが必要と認められた人

利用回数…(月)～(土)の昼食・夕食のうち週6回まで

費用 …1食400円

日常生活用具給付

心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な人に日常生活用具(火災警報器・自動消火器・電磁調理器)を給付します。

対象 …おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯の人

費用 …無料(給付は日常生活用具種目ごとに1世帯につき1個)

その他

市ではその他、長寿祝い金・記念品の贈呈、元気アップ教室の開催、ふれあい大学・大学院を開講などを行っています。また、各地域にはいきいきクラブ(全37クラブ)があり、健康づくり運動やグラウンドゴルフなどのスポーツ活動、趣味の活動、三世代交流事業などを行っています。ぜひ参加してください。



暴力団対策研修会 ～弁護士 江口 裕樹 氏・落語家 三遊亭 楽麻呂 師匠による講演～

問 春日部市暴力排除推進協議会(くらしの安全課内) (TEL 048-736-1126)

とき▶令和8年1/20(火) 13:30～15:30

ところ▶^{しょうわ}正和工業にじいるホール(市民文化会館)小ホール

内容

【第1部】埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員をしており、同対策活動に尽力している弁護士 江口 裕樹 氏による講演「カスタマーハラスメント対応(企業の責任と対応策)」

【第2部】笑点への出演や、海外での公演など多方面で活躍している、5代目三遊亭 円楽^{えんらく}一門会の落語家 三遊亭 楽麻呂 師匠による防犯講話・落語「防犯防止に座布団10枚!」

対象▶市内在住・在勤・在学者 150人(申し込み順)

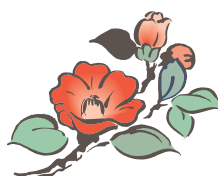
申し込み▶12/5(金)～26(金)に電子申請で

※申請者含め二人まで申し込み可能

※同一名義で複数応募した場合は無効

※申し込み後、受け付け完了メールが届きます

※詳しくは市^しで



三遊亭 楽麻呂 師匠